

施策分析シート（令和3年度）

No1

施策名	児童相談所の円滑な運営	施策No	03-04	部課名	子ども家庭総合センター	
				課長名	小堀	内線 3910
関連部課名	子ども家庭部子育て支援課					
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市			
	政策	03	子育てしやすいまちの形成			

目的 子ども家庭総合センターを中心とした児童相談体制の充実を図ることで、地域全体で切れ目ない一貫した相談支援を行う。そして、全ての子どもたちの生命と安全を守り、子どもたちが健やかに成長し、未来に希望を抱ける地域社会とするため、児童相談行政の更なる充実を図る。

	幸福実感指標名	指標の推移			指標に関する質問文
		30年度	元年度	2年度	
①	子育て・教育環境の充実	3.54	3.59	-	お住まいの地域における子育て・教育に関する事業・サービス・施設など（提供しているのが、民間か行政かを問わず）が充実していると思いますか？
②					
③					
④					

	施策の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
①	児童虐待による重大事案件数	0	0	0	0	0	
②							
③							
④							
⑤							

（単位：千円）

	勘定科目					勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政コスト計算書	給与関係費	85,408	536,177	450,769	地方税等	0	0	0	
	物件費	6,844	120,406	113,562	国庫支出金	2,366	339,479	337,113	
	維持補修費	0	2,629	2,629	都支支出金	4,911	10,539	5,628	
	扶助費	0	305,101	305,101	分担金及び負担金	0	4,819	4,819	
	補助費等	1,489	33,864	32,375	使用料及び手数料	0	226	226	
	減価償却費	0	51,168	51,168	その他	0	4,502	4,502	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	7,277	359,565	352,288	
	賞与・退職給与引当金繰入額	15,472	182,387	166,915	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲101,936	▲873,322	▲771,386	
	その他行政費用	0	1,155	1,155	金融収支差額(d)	0	▲1,008	▲1,008	
	行政費用合計(b)	109,213	1,232,887	1,123,674	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲101,936	▲874,330	▲772,394	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲101,936	▲874,330	▲772,394	

	勘定科目				勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
貸借対照表	流動資産	0	992	992	流動負債	33	24,747	24,714
	不納欠損引当金	0	0	0	還付未済金	0	0	0
	その他の流動資産	0	0	0	特別区債	0	0	0
	有形固定資産	0	1,846,057	1,846,057	賞与引当金	33	24,747	24,714
	土地	0	603,473	603,473	その他の流動負債	0	0	0
	建物	0	1,279,766	1,279,766	固定負債	299	1,188,672	1,188,373
	建物減価償却累計額	0	▲50,607	▲50,607	特別区債	0	992,000	992,000
	工作物等	0	13,986	13,986	退職給与引当金	299	196,672	196,373
	工作物等減価償却累計額	0	▲561	▲561	その他の固定負債	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	負債の部合計	332	1,213,419	1,213,087
建設仮勘定	0	0	0	正味財産	▲332	633,630	633,962	
その他の固定資産	0	0	0	正味財産の部合計	▲332	633,630	633,962	
資産の部合計	0	1,847,049	1,847,049	負債及び正味財産の部合計	0	1,847,049	1,847,049	

財務諸表に関する特徴的事項等

○行政費用は、給与関係費、物件費及び扶助費の割合が高くなっており、物件費は主に建物管理業務、里親支援事業業務及び電話相談業務等に係る委託料が占めている。また、前年度と比較すると、いずれの科目も大幅に増加しているが、これは、令和2年4月に子ども家庭総合センターが開設し、7月から児童相談所業務を開始したことによるものである。その他行政費用は、子ども家庭総合センター駐輪場の屋根設置工事費であり、行政収入のその他は、一時保護所賄収入、自動販売機電気使用料収入及び施設入所に係る保護者負担金等である。

○貸借対照表に計上されている有形固定資産は、子ども家庭総合センターに関するものである。

施策の現状・課題・今後の方向性

現状

○区に寄せられる子どもと子育てに関する相談内容は複雑多岐にわたっており、児童虐待に関する相談は増加傾向にある。
 ○区では、児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図るため、地域の関係機関で構成された「荒川区要保護児童対策地域協議会」等により、地域のネットワークを活用した支援体制を確立している。
 ○区では、令和2年4月に子ども家庭総合センターを開設し、7月から児童相談所業務を開始している。

課題

○区が円滑に児童相談所を運営するためには、都や特別区間における十分な連携が必要である。
 ○また、高度な専門性を有した質の高い職員の確保、育成や社会的養護の体制整備が必要である。
 ○児童虐待に関わる支援は、発生防止から相談、一時保護、家庭復帰まで、切れ目ない一貫した支援を行うとともに、子どもと保護者が生活する地域の協力を得ながら対応していく必要がある。

今後の方向性

○都や特別区間の連携体制を確保するとともに、質の高い専門人材による職員体制の維持を図る。
 ○里親の登録促進や児童養護施設の整備など、社会的養護の体制整備に取り組む。
 ○地域の関係機関とのきめ細やかな連携や情報の共有と、区が持つ子ども等に関する詳細な情報の活用により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う体制を整備する。
 ○保育所、幼稚園、学校、保健所など、関係機関の相談機能の充実・強化により、児童虐待等に係る予防的対応の充実を図る。

施策の分類

3年度

4年度

分類についての説明・意見等

重点的に推進

重点的に推進

児童相談行政の更なる充実を図るため、重点的に推進する必要がある。

施策を構成する事務事業の分類

事務事業名	事務事業 No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のための 分類		分類についての説明・意見等
		元年度	2年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
児童福祉審議会運営	10-01-02	0	4,934	—	1,670	推進	推進	児童相談所設置市には設置が義務づけられている附属機関であり、子どもの権利擁護、児童虐待など、児童に関わる福祉の重要事項を審議するため推進する。
子どもの権利擁護事業	10-01-03	0	1,294	—	70	推進	推進	被措置児童等の子どもが自らの意見を表明できる機会を保障することは、子どもの権利を守り、児童福祉施設等における児童虐待を防止するために重要であるため、推進していく。
児童養護施設整備事業	10-01-04	0	3,106	—	292,250	推進	推進	児童相談所業務開始と併せ、区内の社会的養護体制を整備する必要があるため、推進していく。
子ども家庭総合センターの管理運営	10-06-01	0	827,539	—	118,794	継続	継続	児童福祉法第12条第1項に基づく児童相談所として事業を継続する。
児童保護措置等業務	10-06-02	0	363,652	—	328,746	継続	継続	児童福祉法第50条の規定により、当該費用は区の支弁としているため、継続する。
児童虐待防止対策事業	10-06-03	103,519	20,102	3,634	4,189	継続	継続	児童福祉法第25条の2の規定に基づく要保護児童対策の調整機関として事業を継続する。
24時間・365日体制強化事業	10-06-04	5,694	12,258	4,699	10,718	継続	継続	189の虐待通報や妊娠や子育てについて、身近に相談できる窓口として必要であり、継続して実施する。
合計		109,213	1,232,885	8,333	756,437			